

訪問看護重要事項説明書（医療保険）

利用者

事業者 訪問看護ステーションあすなろ

1. 当社の概要

事業者名称	医療法人社団 綱島会
代表者氏名	理事長 綱島 陽子
設立月日	平成9年5月14日
所在地（連絡先）	姫路市御立西4丁目1番25号 TEL 079-292-1109 FAX 079-298-3067 Address http://www.Kousei-hp.jp/
関連グループ	厚生病院 一般病棟・療養型病棟 短期入所療養介護 老人保健施設つなしま デイケア デイサービス 居宅介護支援事業所コウセイ 訪問リハビリ ヘルパーステーションふくろう

2. 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション あすなろ
事業者番号	2864090077
開設年月日	平成9年9月30日
所在地（連絡先）	姫路市御立西4丁目1番6号 TEL 079-292-1225 FAX 079-292-1241
管理者氏名	上山 由紀恵
サービス提供地域	姫路市（事業所から10km以内、それ以上は要相談とする） 交通費が必要となる場合があります 事業所より 2km 未満は無料 2km から10km 未満までは250円 10km 以上は500円

3. 営業時間

営業日	平日	土曜日
営業時間	8:30～17:30	8:30～12:30

☆日曜日、祝日、年末年始を除く

☆警報時や悪天候の場合、訪問を中止させていただく場合がありますので

ご了承よろしくお願いします。

4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	事業所の訪問看護師が、要介護状態または要支援状態にある利用者に対して、適切な指定訪問看護を提供することを目的とする
運営方針	1)事業所の訪問看護は、要介護、要支援状態となった場合においても、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援、心身の機能の維持回復に努める 2)事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努める

5. 事業所の職員体制

訪問看護師3名以上(管理者1名含む)

6. サービス内容

(1)「訪問看護」は利用者の居宅において、看護師その他省令で定める者が療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスで、主治医の指示に基づき次の内容のサービスを行います。

- ① 健康相談(症状観察、血圧測定など) ② 日常生活の看護(清潔の世話 他)
- ③ リハビリ ④ 医師の指示による医療処置(点滴、カテーテルの管理、床ずれの予防 他)
- ⑤ 家屋改造の相談 ⑥ 福祉サービス利用の相談、紹介 ⑦ その他

(2)事業者は、利用者のご希望する日程により訪問看護サービスを提供します。

7. 利用者負担金

(1)利用者からいただく利用者負担金は、医療保険の法定利用料に基づく金額で下記の通りです。

(2)ご利用の翌月10日までに請求書を発行します。お支払い方法は集金でお願いします。

お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管をお願いします。

◆ 訪問看護料金表(医療保険)

後 期 高 齢 者 対 象 の 方	1割 現役並み所得者の方は3割
一 般 の 健 康 保 険 等	生活保護世帯に属する方は料金はかかりません

◆ 加算について

- 24時間管理加算 ○ 特別管理加算 ○ ターミナル管理加算
- 夜間・早朝の管理加算 などの加算がかかる場合があります。

8. サービス利用に関する留意事項

(1)サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- ①看護師は、金銭の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねます。
- ②看護師は、健康保険制度上、利用者の心身機能の維持回復のために療養上のお世話や診療の補助を行うこととされています。
- ③看護師に対する贈り物や飲食等のもてなしは、お受け致しかねます。
- ④サービス実施のために必要となる備品、電話等の費用は利用者にご負担いただきます。
- ⑤看護師が担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき個人情報、医療従事者等と共有することがあります。

9. 相談窓口・苦情対応について

事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情については、相談窓口で承ります。

あすなろ相談窓口	月～金 8:30～17:00 土曜日 8:30～12:00 TEL 079-292-1225 FAX 079-292-1241 管理者 上山 由紀恵
姫路市介護保険課 管理担当	月～金 8:35～17:20 TEL 079-221-2923 FAX 079-221-2444
兵庫県国民健康保険団体 連合会	月～金 9:00～17:15 TEL 078-332-5617 FAX 078-332-5650

10. 担当の訪問看護師

(1)3名以上の訪問看護師を配置し、交代で利用者に対して訪問看護サービスを提供します。

(2)訪問看護師の変更を希望されるときは、遠慮なくご相談ください。

11. 緊急時の対応方法

症状の急変やその他必要な場合は訪問し、必要に応じて速やかに主治医への連絡及び指示を受ける等の対応をします。

12. 損害賠償について

(1)前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録します。

(2)事業者の提供する訪問看護サービスにおいて、事故が発生し、事業所の責にその原因を認められる損害賠償については、速やかに対応します。なお、事業所は訪問看護事業者総合補償制度に加入しております。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。わからない点は大小に関わらずお尋ねください。

13. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のために、以下の対策を講じます。

- ①虐待防止責任者を選任しています。 虐待防止責任者 上山 由紀恵
- ②苦情解決のための体制を設備しています。
- ③研修等を通じて、従業員の人権意識の向上や、知識・技術の向上に努めます。
- ④サービス提供中に、医療従事者または養護者(家族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

14. 情報の開示

事業所の概要・サービス内容について、定期的に事業評価を行いお知らせをします。

15. 秘密の保持

- (1)事業者及び事業所の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスにあたって知り得た、利用者または利用者の家族の秘密を漏らしません。
- (2)事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者または利用者の家族の秘密を漏らすことがないように、必要な処置を講じます。
- (3)事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は同意を、または利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者または利用者の家族の個人情報を用いません。

16. 訪問看護サービス実施記録について

- (1)訪問看護サービスを提供する毎に、サービス日時、内容を記載します。
- (2)事業者は、記録をまとめ作成した後、5年間はこれを保存し利用者及び家族に限り、閲覧に応じます。また、実費負担により写しを交付致します。

17. 契約の解約について

利用者は契約の期間中、いつでも契約を解約することができます。その場合、利用者は1週間以上の予告期間を持って、事業所に通知するものとします。なお、この場合、解約料は徴収しません。また、やむを得ず事業者から契約を解除する場合は、1ヶ月前までに理由を記載した文書により通知します。

やむを得ない場合とは、

- ・利用者の著しい不信行為により、契約の継続が困難となった場合
- ・事業の安定的な運営が困難となった場合や事業所の統廃合があった場合
- ・正当な理由なく事業者を支払うべき利用者負担金を3ヶ月以上停滞した場合において、事業所側が1週間以内に停滞額を支払うよう催促したにも関わらず支払いを確認できていない場合、などを指します。

なお、利用者や利用者の家族からのハラスメントは、訪問看護サービスの提供を困難にし、関わった職員の心身に悪影響を与えます。事業所からの改善要請があったにも関わらず、ハラスメントにより訪問看護サービスの提供が継続できなくなった場合、事業所はサービス提供の中止、又は1週間以上の予告期間をもって契約を解除することができます。

※以下の行為は、ハラスメント行為に該当します。

- ア つねる、叩く、殴るなど、人体に向けられた暴力行為
- イ 怒鳴る、脅す、威圧するなど、精神的圧力を加える行為
- ウ 身体を触る、触らせる、その他事業所職員に向けて卑猥な言動をとるセクハラ行為
- エ 誹謗中傷、その他業務と無関係に事業所職員の人格を攻撃する行為
- オ 事業所内規約違反となる業務中の飲食・金銭の受託等を強要する行為、土下座をさせるなどの強要する行為

カ 事業所職員の業務の妨げとなるような長時間、又は頻回な電話等の行為

キ その他事業所職員が平穩に業務を行う事を困難にさせる行為

「重要事項説明書」の説明年月日及び時間

年 月 日 時 分

上記内容について、利用者に説明を行いました。

所在地	姫路市御立西4丁目1番25号
法人名	医療法人社団 綱島会
代表者名	理事長 綱島 陽子
事業所名	訪問看護ステーション あすなろ 管理者 上山 由紀恵
説明者氏名	

上記の内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者 氏名 _____

代筆者 氏名 _____ (続柄)

同 意 書

(24時間対応体制加算・特別管理加算・長時間対応体制加算)

- ☐ a 私は、貴訪問看護ステーションの24時間対応体制加算により、緊急時の場合、相談
または訪問看護を利用するため、24時間対応体制加算を算定することに同意します。
- ☐ b 私は、病気の状態から、()管理が必要なため、
特別管理加算を算定することに同意します。
- ☐ c 私は、長時間の訪問を要する場合に対し、1回の訪問が90分を超えた場合、週1回
長時間訪問看護加算を算定することを同意します。

年 月 日

訪問看護ステーション あすなろ 管理者 上山 由紀恵

利用者住所

利用者氏名

同意者住所

同意者氏名

利用者との続柄
